

事 務 連 絡

平成23年12月9日

関係者各位

経済産業省製造産業局自動車課長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長

使用済自動車等の解体に係る付属品等の取り扱いについて

「使用済自動車」とは、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号、以下「法」という。）第2条第2項により、「自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。）を終了したものをいう。」と規定されており、使用済自動車から部品を取り外す行為（いわゆる部品取り）は解体行為に該当します。

ただし、平成17年6月30日付け経済産業省、環境省事務連絡「中古自動車等の輸出時の注意事項について」（別添）にあるように、カーナビ、カーステレオといった付属品等を取り外す行為は、使用済自動車の解体行為にあたらないと解釈されます。今般、同様に取り扱われる付属品等を以下のとおり整理したのでご承知おきください。

本件について不明な点があれば、お問い合わせ下さい。

記

カーナビ、カーステレオ、カーラジオ、車内定着式テレビ、ETC車載器、時計、サンバイザー、サイドバイザー、ブラインド（カーテン、カーテンレールを含む）、泥除け、消火器、運賃メーター、防犯灯、防犯警報装置、防犯ガラス（プラスチック製のものを含む）、タコグラフ（運行記録計）、自重計、運賃料金箱（両替機を含む）。

問い合わせ先

経済産業省製造産業局自動車課

03-3501-1690

事務連絡

平成17年6月30日

財務省関税局業務課長 殿

経済産業省製造産業局自動車課長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長

中古自動車等の輸出時の注意事項について

本年1月1日より「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号、以下「法」という。）が本格施行となり、また「道路運送車両法」（昭和26年法律第186号）が改正されたところであり、これに伴い貴省におかれても中古自動車の輸出通関の業務を整備されていることと存じます。

法の施行に伴い、中古自動車のみならず、使用済自動車や解体自動車（廃車ガラ、プレス）についても一定のルールが定められておりますので、関係職員等に対し、下記につき、周知していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 法施行後は、自動車の所有者は当該自動車在使用済自動車となった場合は、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならないこととなっており、いったん使用済自動車として引取業者に引き取られた車両は、必ず国内において法に則った処理（フロン類の回収、自動車の解体等）を行わねばならない（法第8条～第18条）。
2. 使用済自動車の処理にあたっては、フロン類回収業者は法第12条に基づきカーエアコンにフロン類の適切な回収を行わなければならない。
また、使用済自動車の解体は、法第60条第1項の許可（解体業の許可）を受けた者でなければ、これを行うことはできない。なお、同項の許可を受けた解体業者は、法第65条の規定に基づき、解体業者である旨の標識を掲げる義務を負っている。

解体業者が使用済自動車を解体する場合には当該使用済自動車は引取業者（エアコンのない場合）又はフロン類回収業者（エアコンのある場合）から引取る必要があり、また、使用済自動車を引き取った場合には、法第81条第7項に基づき、引き取った使用済自動車の情報等を法第114条に規定する情報管理センターに報告（電子マニフェスト報告）しなければならない。また、解体業者は法第16条に基づきエアバッグ類やバッテリー、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯を回収する義務を負っている。

3. ここでいう「使用済自動車」及び「解体」は以下のとおり解釈する。

- ・「使用済自動車」とは、法第2条第2項において、「自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む）を終了したものをいう」と規定されており、使用済自動車から何らかの部品を取り外す行為（いわゆる部品取り）はすべて解体行為とみなす。
- ・使用済自動車であるか否かは、一義的には自動車所有者が判断するものである。しかしながら、いわゆるハーフカット、ノーズカットを行う場合は、同行為を行う前の時点で既に使用済自動車となっているものと整理しており、これらの行為は解体行為に該当する。このため、ハーフカット、ノーズカットを行う者は、解体業の許可を有していることが必要であり、かつ、電子マニフェスト報告、エアバッグ類の回収等の所要の行為義務を果たす必要がある。
- ・例外として、カーナビ、カーステレオを取り外す行為については、使用済自動車の解体を行っているとは解釈しない。また、中古車輸出時において、コンテナに積み込む際の幅や高さ制限の問題から、ミラー・タイヤを取り外すことを余儀なくされ、取り外したミラー・タイヤを一体のものとして同じコンテナに積んで輸出する場合については、解体行為とまではみなさない。

4. 以上を踏まえ、使用済自動車を解体した後に発生するハーフカット、ノーズカットの貨物につき、フロン類、エアバッグ類、バッテリー、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯が回収されていない場合は、法違反のおそれがある。